

## 今月のトピックス

平成 30 年 3 月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ  
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ  
TEL 03-5356-6377  
TEL 048-781-2651  
URL <http://www.slmo.co.jp/>

### 【平成 30 年度の健康保険・介護保険料率改定のお知らせ】

全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している方の都道府県別の平成 30 年度健康保険料率・介護保険料率が決定致しました。

関東地方 1 都 6 県の料率変動は、東京・埼玉・群馬・栃木の 4 都県が引き下げ、神奈川・千葉の 2 県が据え置き、茨城県のみ引き上げとなりました。

また、全国一律適用となる介護保険料率については 1.65%から 1.57%へ引き下げとなります。

	介護保険第 2 号被保険者に 該当しない場合	介護保険第 2 号被保険者に 該当する場合
東京都	9.90%(9.91%)	11.47%(11.56%)
埼玉県	9.85%(9.87%)	11.42%(11.52%)
神奈川県	9.93%(9.93%)	11.50%(11.58%)
群馬県	9.91%(9.93%)	11.48%(11.58%)
栃木県	9.92%(9.94%)	11.49%(11.59%)
茨城県	9.90%(9.89%)	11.47%(11.54%)
千葉県	9.89%(9.89%)	11.46%(11.54%)

(カッコ内は平成 29 年度保険料率)

※変更後の健康保険料率・介護保険料率の適用は平成 30 年 3 月分（4 月納付分）からとなりますので、4 月支給給与の計算時にご注意ください。

※健康保険組合に加入されている方の料率は各組合により異なります。各組合までご確認ください。

### 【平成 30 年度雇用保険料率のお知らせ】

これまで継続して料率が改訂されておりましたが、平成 30 年度も引き続き平成 29 年度と同率の控除となります。

	労働者負担分	事業主負担分	総額の料率
一般の事業	3/1000	6/1000	9/1000
農林水産・清酒製造の事業	4/1000	7/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	12/1000

上記内容につきましてご質問等ございましたら、お気軽にご相談ください。